

データ連携WT_データ連携に関する課題

2022年12月

デジタル庁

データ連携に関する課題の全体像

データ連携に関する課題の全体像は以下の通り。

1. API連携に関する課題

1.1.1.API仕様書の公開 **検**

1.1.2.データ取得件数・容量・タイムアウト値の上限設定

1.1.3.PUSH型データ提供の追加

1.1.4.APIの業務間の対応関係の整理

1.1.5.標準準拠システム以外のシステムとの連携仕様 **検**

1.1.6.データ連携元システムとの整合性確認 **情**

1.1.7.OAuth2.0の採用目的の明確化

1.1.8.レスポンス側システムのサーバ停止、バックアップ時の運用設計 **情**

1.1.9. API連携のDB負荷を考慮したリクエストパラメータの制御

1.2.1.大量処理の仕様・性能

1.2.2.リクエストパラメータの追加

1.2.3.API認可サーバの取扱い・設置主体 **検**

1.2.4.API連携に関する詳細技術仕様書の精査

1.2.5.必須項目が空欄時のレスポンス

1.2.6.リクエストパラメータ（FROM・TO）の解釈

1.2.7.庁内システム間におけるコード管理

1.2.8.オンライン操作とDB更新のタイムラグを踏まえた差分データの取得仕様の規定

1.2.9.異動パターン毎のデータ仕様及びサンプルデータの規定 **情**

1.2.10.遡及修正時の連携仕様

1.2.11.適合確認

1.2.12.仕様書改定時の旧版準拠APIの取扱い **反**

1.2.13.経過措置として従来の文字セットを保持する場合の連携仕様

1.2.14.Content-Typeの設定

1.2.15.タイムアウト時のエラーコード、制御主体の確認

情 構成員からの情報提供内容を踏まえた再検討

検 方向性には賛同するが要検討事項ありの意見を踏まえた再検討

未 前回対応方針(案)を別途提示するとしてサブ課題

反 対応方針(案)への反対意見を踏まえた再検討

反 取扱いへの反対意見を踏まえた再検討

データ連携に関する課題の全体像

つづき

2. ファイル連携に関する課題

2.1.1.ファイルサーバの構築主体・配置の規定

2.1.2.標準準拠システム以外のシステムとの連携仕様

① 独自施策システム **検**

② 外部システム

2.1.3.認証認可方式の規定

2.1.4.データ出力タイミング（日次/月次/年次）の規定

2.2.1.連携単位（全件/差分/1件）の規定

2.2.2.ファイル連携における版数判断仕様の規定

2.2.3.リクエストパラメータの規定

2.2.4.権限付与の主体の見直し

2.2.5.データ連携元システムとの整合性確認

2.2.6.ファイル連携のエラー時の再処理の規定

2.2.7.機能別連携仕様における繰り返しの規定

2.2.8.項目名表記の定義（日本語/ローマ字）

2.2.9.データ要件・連携要件標準仕様書と共通機能標準仕様書の単語の定義（「リアル連携」「ファイル連携」「API連携」）

2.2.10.適合確認

2.2.11.ファイル連携仕様書の公開

3. 移行期間におけるデータ連携に関する課題

3.1.1.移行期間におけるデータ連携のベースライン **検**

情 構成員からの情報提供内容を踏まえた再検討

検 方向性には賛同するが要検討事項ありの意見を踏まえた再検討

未 前回対応方針(案)を別途提示するとしてサブ課題

反 対応方針(案)への反対意見を踏まえた再検討

反 取り扱いへの反対意見を踏まえた再検討

0. 庁内データ連携の全体方針

庁内データ連携の全体方針

API連携を基本とした場合の課題を踏まえ、令和7年度までの標準化を目指すにあたり、Can Beとしてファイル連携を基本とし、API連携は一部の連携のみに限定する。なお、公共サービスメッシュ等を見据えたデジタル庁の全体方針としてAPI連携を目指すことから、庁内データ連携におけるAPI連携は令和8年度以降のTo Beとして順次検討する。

これまでの方針

標準準拠システムの連携要件は、「API連携」を基本とし、大量データが見込まれる場合に限り「ファイル連携」を認める

考え方

API連携の場合、PUSH連携の規定がないことや、ベンダの実装コストが増大するといった課題がある

ファイル連携の認証等の機能要件が既存のオンプレミス環境での構築が前提の規定であったため、これをクラウド前提の方針に見直す必要がある

内容

仕様書への対応

見直し後の方針

- 令和7年度までにおいて、庁内データ連携は「ファイル連携」を基本とし、「API連携」はAPIによる連携が必要となる一部の連携のみに限定する
- 令和8年度以降にAPI連携の対象の拡充を検討する

<API連携の対象とする連携> ※検討中

- ① リクエスト側のデータの提供を起点として、それに対するレスポンス結果を用いてのオンライン処理が必要となる連携
 - 共通機能における宛名番号付番処理を想定
- ② データを利用するシステムの標準仕様書において、連携データの「保持」ではなく、「参照」を明確に規定している連携
 - 対象は選定中
- ③ 申請管理関連のIF

※即時性が求められる連携をAPI連携の対象とすることも考えられるが、短い周期でファイル出力を監視することにより対応可能であることから、API連携の対象とはしない方針

- ファイル連携は、クラウドのサービスを利用した構成とすることを検討中

1. 機能別連携仕様の連携方法を見直し（～令和5年3月）
2. クラウドにおけるファイル連携のリファレンスの提供を検討中（～令和5年3月）

1. API連携に関する課題

1.1.1. API仕様書の公開

APIの実装にあたっての必要な情報は、「API連携に関する詳細技術仕様」、「API仕様書_標準様式」、「基本データリスト」、「機能別連携仕様」、「API規定事項一覧」にて示しているところですが、個別のAPI仕様書を示してほしいといった意見が寄せられました。

仕様書の規定

共通機能標準仕様書:別紙4-1 API連携に関する詳細技術仕様書

APIの実装にあたり必要となる情報は以下資料にて示している。

- API連携に関する詳細技術仕様
- API仕様書_標準様式
- 基本データリスト
- 機能別連携仕様
- API規定事項一覧

※API連携に関する詳細技術仕様より抜粋

1. API 連携詳細技術仕様書について

標準準拠システムと他の標準準拠システムとの庁内データ連携の標準仕様は、「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」において規定している。本仕様は、当該標準仕様書で規定した「RESTによる公開用API」を実装するための詳細仕様及び実装に必要な内容を補完的に示すものである。

データ連携するデータ項目や当該項目のデータ型等の詳細については、「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」の基本データリスト、機能別連携仕様で規定される。本仕様は、「API仕様書_標準様式」の構成及び「API仕様書_標準様式」、基本データリスト、機能別連携仕様の関連を示すことで、APIの実装を可能とするものであり、「API仕様書_標準様式」に基づき、仕様書の作成を求めるものではない。実装にあたり、API規定事項一覧で必要な情報を補完する。

構成員の意見

- ✓ API仕様書をご提示いただきたい。
- ✓ 「API仕様書_標準様式」にて、介護保険被保険者情報照会API（連携ID: 023o0100）が示されているが、他のAPIについても全て示されるのか。示される場合、時期はいつ頃を想定しているか。
- ✓ 「API仕様書_標準様式」は、介護のサンプルを元に各ベンダで独自に作成していくことになるか。

参考：1.1.1. API仕様書の公開に関する最適化意見

2回目の意見照会において、以下のような最適化意見が寄せられました。

対応方針（案）の内容に対する反対意見 <3件>

- ✓ **各API仕様を明示的にAPI仕様書として公開を要望<3件>**：API仕様資料一式で不十分な項目がないことは理解しましたが、介護保険のサンプルで記載された「API仕様書 標準様式」を適宜読み替えるということ自体が、実装時、導入時、運用保守時において非常に不便であり、各実装ベンダにおける大きささまざまな差異を発生させ、うまく連携できない障害要因になると考えます。標準化において疎結合の要となるAPI連携の個別仕様書が存在せず、適宜読み替えなければならないというのは、今後標準化を推進していくうえで大きな足枷となることを危惧しております。
- ✓ **BLOBの扱いを仕様書に明記が必要<1件>**：現状、「RESTによる公開用API連携」にて、BLOBを取り扱う項目は無いようにも見えるが、データ型として定義する場合、いつ項目が追加されても良い状況であるため、もし、「RESTによる公開用API連携」にてBLOBの取り扱いを想定していない場合は、「※BLOBについては、「RESTによる公開用API連携」では使用しない」等の注釈追加をお願いしたい。RESTでBLOBをやり取りする場合、一般的にはBase64エンコード化してやり取りする等が考えられる

方向性には賛同だが要検討事項ありの意見<7件>

- **業務毎に個別のAPI仕様書の作成を要望<4件>**
 - ✓ API規定事項一覧については、基本データリスト、機能別連携仕様と同様に、業務毎に分割していただきたい
- **業務毎に個別のリファレンス提供を要望<1件>**
 - ✓ 各業務1個だけでもいいのでリファレンスを作成いただきたい。各ベンダがそれぞれ作ると個別エラーコード E0004 より昇順 で内容が異なる可能性大
- **その他<2件>**
 - ✓ 最終的にファイル連携に舵を切る可能性があるとのことですので、ファイル連携としての規定についての過不足についての議論が改めて必要ではないかと考える。また、機能別連携仕様内の全ての連携をAPIからファイル連携に変えるのか、部分的にAPI連携を残すのかについて、後者であれば、当該連携をAPIとして規定する根拠についても整理する必要があるかと考えます。
 - ✓ 当初の対応方針維持で問題ございませんが、サンプルは介護のみ公開に決定ということにより。また、「伝わりにくい構成となっている可能性がある」とありますが、構成を見直す可能性はございますでしょうか。

取り扱いに対する反対意見 <6件>

- **1-2_仕様書への反映（連携要件） <3件>**
 - ✓ 個別のAPI仕様書を提供すべき。<3件>
- **1-1_仕様書への反映（実装必須機能） <1件>**
 - ✓ 連携単位の個別のAPI仕様書を作成する
- **2_リファレンス提供（強制力はない） <1件>**
 - ✓ 各業務1個だけでもいいのでリファレンスを作成いただきたい。各ベンダがそれぞれ作ると個別エラーコード E0004 より昇順 で内容が異なる可能性大
- **9_その他 <1件>**
 - ✓ 適合確認を見据えると個別のAPI仕様書は必要と考えます。

1.1.1. API仕様書の公開

構成員からは、ベンダがそれぞれAPI仕様書を作成することが非効率である等の意見が寄せられたものの、API仕様を規定する資料一式では規定できていない項目はないことを確認できたことから、当初の対応方針を維持することします。

考え方

連携ごとの個別のAPI仕様書を作成することは想定していない。(相当数の連携が存在し、個別の作成は現実的でない。)

「API連携に関する詳細技術仕様」、「API仕様書_標準様式」、「基本データリスト」、「機能別連携仕様」、「API規定事項一覧」を参照し、APIを実装する必要がある。

上記について、伝わりにくい構成となっている可能性がある。

構成員意見（詳細は次ページ）において、API仕様を規定する資料一式で規定が不十分な項目はないことを確認できた

庁内データ連携はファイル連携を基本とすることと整理したことから、API連携を行うIFの数が限定的となることが想定される

対応方針（案）

取り扱い

4_既存仕様にて規定済

個々のAPI仕様は以下の資料で示す。

- API連携に関する詳細技術仕様
- API仕様書_標準様式
- 基本データリスト
- 機能別連携仕様
- API規定事項一覧

内容

庁内データ連携の方針見直しの結果、**API連携として規定する連携については、最終的な数も踏まえて、個別にAPI仕様書を作成することを検討**する。

また、**ファイル連携を基本とした場合に、必要な項目・規定が不足していないか点検**する。



参考：1.1.1. API仕様書の公開に関する最適化意見

当初の対応方針案（案）に対して以下のような最適化意見が寄せられた。

対応方針（案）の内容に対する反対意見 <4件>

■ ベンダごとに仕様書を作成することは非効率 <2件>

- ✓ 各ベンダーは自社システムの開発のために詳細仕様を作成する必要がある。これを全ベンダーが行うことは非常に非効率的

■ API規定事項一覧の詳細化（データの階層、ブロック要素の構成等を明示）を希望 <1件>

- ✓ API規定事項一覧については、基本データリスト、機能別連携仕様と同様に、業務毎に分割していただきたい。リクエスト、レスポンスともにデータの階層、ブロック要素の構成などを明示した資料を連携API（連携ID）毎に、別途提示していただく必要がある。【→ 基本データリストにて規定済み】

■ 適合性検証ツールとあわせた公開を希望 <1件>

- ✓ 適合性チェックツールの開発で作成される想定APIリファレンスを最低限を公開いただきたい

方向性には賛同だが要検討事項ありの意見 <7件>

■ 特定の履歴情報を取得するための追加 <2件>

- ✓ API規定事項一覧又は機能別連携仕様に、連携する情報の範囲（宛名番号に対する最新履歴のみ、過去の異動履歴も含めてすべての異動履歴、期間指定で異動のあったすべての異動履歴 等）を示していただきたい。また、期間指定で異動のあった情報をすべて照会し、その情報を自業務のDBに取り込むことが機能として必要であれば、そのことがわかるように標準仕様書には示していただきたい。
- ✓ リクエストパラメータの充足、もしくは最新断面が識別可能なフラグ（あるいは過去歴修正は発生源から送信しない）など、利用側（データ取得側）の実装が容易になる工夫が必要と考えます。【→ 「1.2.10.遡及修正時の連携仕様」にて最新フラグを新たに規定し最新断面が識別可能となる予定】

■ API規定事項一覧へ項目のローマ字表記等の追記 <1件>

- ✓ API規定事項一覧へ項目として「リクエストキー項目」のアルファベット、「レスポンス項目」の日本語、アルファベットを追加してほしい。【→ 基本データリストにて規定済み】

■ 仕様書妥当性確認の体制・運用ルール追加 <1件>

- ✓ 各ベンダ・各業務で作成したAPI仕様書の妥当性を確認する、またはフォローする、といった体制を提供いただきたい。

取り扱いに対する反対意見 <9件>

■ 1-2_仕様書への反映（連携要件） <7件>

- ✓ 個別のAPI仕様書の公開を希望する

■ 2_リファレンス提供（強制力はない） <1件>

- ✓ 現状でも開発は行えると考えるが、標準でなくても一通りのAPI仕様サンプルがあった方がよい。実際のマルチベンダ環境での連携でベンダ間での認識・解釈のブレが絶対無いと言い切れない

■ 9_その他 <1件>

- ✓ 介護以外のサンプルをご提供頂きたい。

1.1.5.標準準拠システム以外のシステムとの連携仕様

独自施策システムとのAPI連携については、データ要件・連携要件標準仕様書に規定があるものの、具体的な実装方法が不明確であるといった意見が構成員から寄せられました。

仕様書の規定

データ要件・連携要件標準仕様書:本編

標準準拠システムの機能別連携仕様においてAPI連携により提供することとしているデータ項目のデータを、受け取ることができる。

3.3 独自施策システム等連携仕様

- (1) 連携対象システムは、標準準拠システムの機能別連携仕様においてAPI連携により提供することとしているデータ項目のデータを、受け取ることができる。
- (2) 標準準拠システムは、連携対象システムから、機能別連携仕様においてAPI連携により受け取ることとしているデータ項目のデータのうち地方公共団体が認めるものを、API連携により受け取ることができる。

共通機能標準仕様書:本編

標準準拠システムが標準準拠システム以外のシステムとデータを連携させる場合も「RESTによる公開用API連携」及び「ファイル連携」の2つの方式に従うものとする。

2.2.4. 標準準拠システム以外のシステムとの関係

標準準拠システムが標準準拠システム以外のシステムとデータを連携させる場合も「RESTによる公開用API連携」及び「ファイル連携」の2つの方式に従うものとする。

構成員の意見

<どのように提供するのか>

- ✓ 独自施策システムに対する連携において、標準準拠システムが照会される側になる場合、連携対象システムは、標準準拠システムの機能別連携仕様においてAPI連携により提供することとしているデータ項目のデータを、受け取ることができる。とあるので、**REST公開用APIを独自施策システムも呼び出して良いとの規定に読める。**

では、010o01 00「税額決定に伴う収納・滞納管理システムへ個人住民税賦課（期別単位調定）情報提供のための連携インターフェース」は、独自施策システムに対して無制限に賦課情報を提供してよいのか。それらの**アクセスコントロールの考え方はあるのか**。独自施策システム専用のAPIを実装したいなどの要望はないのか。

<どのように受け取るのか>

- ✓ **独自施策システムがAPI公開した場合、APIコール名は独自のものとなる**わけであり、そのまま標準仕様の照会側APIで呼び出せるわけではない。この際の対応はどのように考えられているのか。カスタマイズ禁止の状態にあって、独自のAPIを作り込むことは許容されないはずである。



1.1.5.標準準拠システム以外のシステムとの連携仕様

当初の対応方針案（案）に対して以下のような最適化意見が寄せられました。

対応方針（案）の内容に対する反対意見 <3件>

■ 機能要件に規定のないため実装不可ではないか <2件>

- ✓ 独自施策システムからデータ渡すIFについて機能要件として定められてないことから、実装できないのではないかと。また、標準準拠システムが提供する情報と同じIFでは対処できない可能性がある

■ 基本データリストでの連携にすべき <1件>

- ✓ 標準準拠システムと独自施策システムとの連携はAPI連携基本データリストとすべき。独自施策システムは多数存在するため、「独自施策システムが渡す」連携をAPI仕様書で規定することは非現実的。「独自施策システムが受け取る」連携は可能と考えられるが、独自施策システム側で受け取るためだけに、API連携の仕組みを構築するコストを考えると、従来実施しているファイル連携（基本データリスト）の方が低コストになる

方向性には賛同だが要検討事項ありの意見<5件>

■ 独自施策施策向けの既存IFの実装が不要である旨の追記<2件>

- ✓ 標準準拠システムが新規導入される場合、独自施策システム向けに既存で使用している独自インターフェースを実装する必要はない旨を明記していただきたい。

■ 他の標準準拠システム向けAPI利用する際の基準の詳細化<1件>

- ✓ レスポンス項目を追加して使用する場合は転用にあたるのか明確にしてほしい

■ 独自施策システムとの連携は標準化対象外（外部システム扱い）とする <1件>

- ✓ 独自施策システムとの連携については標準化対象外とすることはできないでしょうか。

取り扱いに対する反対意見 <7件>

■ 1-2_仕様書への反映（連携要件） <6件>

- ✓ 独自のAPIを実装しない形とする必要があるため、標準仕様に記載して強制力を持たせた方が良い
- ✓ ベンダロックインの原因とならないように明記が必要

■ 1-1_仕様書への反映（実装必須機能） <1件>

- ✓ リファレンス提供ではなく仕様書に明記し各ベンダの認識に齟齬が発生しないようにしてほしいため。

1.1.5.標準準拠システム以外のシステムとの連携仕様

2回目の意見照会において、以下のような最適化意見が寄せられました。

対応方針（案）の内容に対する反対意見 <1件>

- ✓ **基本データリストとの連携要件に単位を明記すべき**：標準準拠システム間の連携をファイル連携に舵を切った場合、独自施策システム向けの連携も「機能別連携仕様でのファイル連携 or 基本データリストでのファイル連携」となりますでしょうか。その場合、むしろ、「基本データリストでのファイル連携」に寄せてしまってもよいのではないかと考えますが、いかがでしょうか。なお、基本データリストでの連携については、グループ単位での連携とする等の具体的な仕様を連携要件において規定しておくべき

取り扱いに対する反対意見 <1件>

■ 1-2_仕様書への反映（連携要件） <1件>

- ✓ 製品を一体的に提供する場合においては、データ連携機能を実装するのではなく、製品内のデータのやり取りが可能である旨を明確にする。また、当該措置は経過措置ではなく、恒久的な対応として位置付ける。

方向性には賛同だが要検討事項ありの意見 <10件>

- ✓ **独自施策システムが提供側となる連携は存在しないのではないかと <4件>**：独自施策システムが提供側となる連携は存在しないのではないかと、「独自システムが渡す」例の記載の明確化が必要。
- ✓ **標準化範囲外システムとのデータ連携の方針 <2件>**：既存オンプレとして残る標準化対象外システムとのデータ連携は残ることが想定されるため、既存IFとの吸収をどのように実施すべきかの考え方（既存オンプレ側の改修を原則、ETLツール等を別途入れる、など）は示されるとよい
- ✓ **宛名管理システムとの連携イメージの整理が必要**：宛名管理システムの標準化も踏まえて、リファレンスとして連携イメージを共有することで、自治体も混乱せずに、一定の方向性のもと宛名管理システムを継続利用することが出来るため、宛名管理システムと住基システム・共通機能（住登外宛名番号付番機能）・基幹業務システムの連携イメージを示していただきたい
- ✓ **受け取り側（広域連合）のIF項目桁数も同時に切り替わるか要確認**：検討会での厚生労働省様からのご発言、「現状、市町村から宛名番号を含む住民記録情報等を広域連合に連携するが、現行の住民記録システムはデータが統一されていないため、変換した上で連携している。住民記録システムは標準化されるため、当該変換機能は不要になると想定される」について、外部システムとの連携は、外部IF仕様書によることでの仕様もごさいますが、外部インターフェース仕様が標準仕様と整合を合わせる（変換不要となる）ことも考えられるのでしょうか。例えば、現行の宛名番号が 1 1 桁、広域連合側に 1 0 桁変換しているような場合、標準化後の宛名番号 1 5 桁は変換せずに連携するため、広域連合側の既存 1 0 桁の宛名番号も、市町村の標準化切替時に 1 5 桁にデータ変換する等の対応を行って頂けると考えてよいのか
- ✓ **独自施策システムと標準準拠システムの 2 か所を呼び出しは困難**：標準準拠システムが独自施策システムのAPIをコールする場合において、呼び出し先が独自施策システムのみになるのであればよいが、独自施策システムと標準準拠システムの 2 か所を呼び出ししなければいけないケースにおいては対応が困難
- ✓ **パッケージ内の連携方針の明記**：製品を一体的に提供する場合においては、データ連携機能を実装するのではなく、製品内のデータのやり取りが可能である旨を明確にする。また、当該措置は経過措置ではなく、恒久的な対応として位置付けてほしい

1.1.5.標準準拠システム以外のシステムとの連携仕様

独自施策システムとの連携については、既存の連携仕様に準拠したAPIの転用を検討する点は維持する。一方、転用できない場合については、個別のIFを認めるのではなく基本データリストを利用したファイル連携で実装する方向へ見直す。

考え方

「3.1.1.移行期間におけるデータ連携のベースライン」にて考え方を示した、**移行期間における例外的な取扱い以外には、機能別連携仕様に定められたAPI以外を標準準拠システムに実装することは認められない**



内容

対応方針（案）（1/2）

取り扱い

1-2_仕様書への反映（連携要件）

独自施策システムとのAPI連携については、以下の実装方法を想定しています。

以下の実装イメージでの必要なデータ項目の連携が困難な場合は、ファイル連携に関するサブ課題「2.1.2.標準準拠システム以外のシステムとの連携仕様（①独自施策システム）」の考え方を踏まえ、標準準拠システムに独自IFを設けない形で、実装方法の検討をお願いします。

なお、標準準拠システムと独自施策システムの連携において、APIを含む独自IFを利用することは認められないことについて、不明瞭と考えられる箇所に補記することとします。

#	連携の方向	実装イメージ・留意事項
1	<p>独自施策システムが受け取る</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 機能別連携仕様で定められた他の標準準拠システム(B)向けのAPIを使用してデータを取得する ✓ 当該APIで取得するデータ項目を独自施策システムが利用してよいかについて、自治体ごとに判断が必要
2	<p>独自施策システムが渡す</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 機能別連携仕様で定められた他の標準準拠システム(C)が当該標準準拠システム(A)向けにデータを提供するAPIを使用してデータを提供

#2（独自施策システムが提供側となるAPI）におけるAPIコール名については、API連携に関する詳細技術仕様書に、命名規則等の規定を追加することとします（この点の取扱いは「1-1_仕様書への反映（実装必須機能）」）。

なお、独自施策システムに限らず、各基幹業務システム単位のアクセスコントロールをAPI認証の仕組みの中で、利用者単位のアクセスコントロールを各基幹業務システム内の権限管理の中で実現することを想定しています。

1.1.5.標準準拠システム以外のシステムとの連携仕様

独自施策システムが標準準拠システムにデータを渡すことも論理的に想定されるパターンであるため、一般規定として維持することとする。

対応方針（案）（2/2）

■ 独自施策システムが標準準拠システムにデータを提供する場合の取り扱い

独自施策システムは自治体が独自で構築するものであり、論理的に想定されるパターンであるため、ユースケースが想定されるかどうかを問わず、一般的な規定として維持する。

■ 参考：後期高齢者医療広域連合との連携の取り扱い

- ✓ 広域連合のシステムは独自施策システムではなく、「外部システム」と位置づけられることから、「後期高齢者医療広域連合 電算処理システム外部インターフェース仕様書」に沿った対応となる
- ✓ 今後、外部システム所管機関において、外部システム改修時などに、外部システム側のデータ・IFを標準準拠システムに合わせることを検討いただく

1.1.6.データ連携元システムとの整合性確認

定期的に連携元との整合性確認が出来るような仕組みに対する意見が構成員から寄せられました。

仕様書の規定

データ要件・連携要件標準仕様書:本編

定期的な連携元との整合性確認に関して特段規定なし

共通機能標準仕様書:本編

定期的な連携元との整合性確認に関して特段規定なし



構成員の意見

- ✓ API連携にて自システムへ取込んだ後に、**定期的に連携元との整合性確認が出来るような仕組み**は想定していませんでしょうか？
- ✓ 業務を跨るデータの整合性
⇒複数の**業務を跨って意味を持つデータについて、時点を合わせた整合性が求められる**場合がある。この点について定義されるか。
⇒ API連携には整合性に関する課題があり、利用目的別にファイル連携と連携レイアウトを別定義にするべきではないか。

1.1.6.データ連携元システムとの整合性確認

業務上データの整合性確保が必要な場合として様々なユースケースが挙げられたほか、データ補正後の対応など障害対応やメンテナンス作業として整合性を確認するとの意見が寄せられた。

情報提供依頼内容

複数の業務を跨って意味を持つデータについて、時点を合わせた整合性が求められる、具体的なユースケースの提供をお願いいたします

構成員の回答

<業務上でデータの整合性を求められるケース>

- ✓ **確定申告支援システム連携**で、当該年の納税義務者及び世帯構成員、前年死亡者等の申告支援に必要な情報を取得の際に、1月1日を基準とした異動日、収納日等に基づいた決定及び修正があった場合に連携している。
- ✓ **住民情報をベンダ間で差分連携を行う場合**に、定期的な整合性確認処理を求められるケースがある。他システムとの連携にはなるが、**住民記録システムから住基ネットcsへの連携**などでも整合性確認用の機能は存在する。
- ✓ **就学援助情報**は、住民基本と学齢簿とで整合性が取れていることが前提になっている。
- ✓ 賦課業務システムと収納・滞納システム間の**調定情報に関する情報**の整合性確認。
- ✓ 収納システムと滞納システム間の**調定情報、収納情報、処分情報、時効情報、延滞金情報（免除含む）**の整合性確認。
- ✓ **住民記録、課税情報、福祉関連情報（障害者福祉、介護、生活保護、児童、等）、等**については多くの業務から参照されている。申請時点の各業務の情報を正確に把握することが必要のためチェックしている可能性がある。

<障害対応やメンテナンス作業として整合性確認を行うケース>

- ✓ 長年の運用中にデータパッチ等が発生したデータを他業務システムに連携することを漏らしているようなケースが発生し得るため、**住記異動情報**等の多くの変更が発生するデータに対して、システム間の整合性チェックを求められるケースがあります。
- ✓ **連携元データがデータ修正を行った場合**、整合性確認を定期的実施している。
- ✓ **住基[宛名]**などは、標準準拠システム以外のシステムで利用されることが多く、アクセス制限等によりまたぐ場合が想定される。（独自の統合DBを設置した場合など）

1.1.6.データ連携元システムとの整合性確認

ファイル連携により課題感が解決・軽減するとの意見が多く寄せられた。

情報提供依頼内容

ファイル連携の場合においては、整合性確認に関する課題感が解決・軽減するかについてご意見をお願いいたします。

構成員の回答

<課題感が解決・軽減される> 12/15件

- ✓ ファイル連携で出力するファイルが整合性確認ファイルとして併用できるため有効
- ✓ 全件や差分の考え方も明示する前提で、ファイル連携の場合の考え方も示すべき
- ✓ 整合性確認を実施したい場合はファイル連携で問題ないと考えます。また、確認の際に全件で行うのか、最新で確認を行うのか等は自治体判断に委ねるケースが多い
- ✓ 整合性確認を実施する場合、連携元から全件分のデータを提供してもらい突合するというのが最も効率的な手法と考える。全件分のデータを提供してもらうとAPI連携では現実的ではないため、ファイル連携が可能であれば課題解決につながる
- ✓ 住民記録の整合性確認を実施したい場合に、ファイルにてその時点の全件を取得できるような仕組みがあれば問題なし
- ✓ ファイル連携において、ある時点の最新履歴の全件データを切り出せる機能があるのであれば、課題は解決できると思われる
- ✓ ファイル連携であれば「直近3日分の差分データを連携する」等で軽減可能と考える

<課題感が解決・軽減されない> 3/15件

- ✓ 特に解決・軽減には寄与しない
- ✓ 若干軽減はするものと考えるが、連携元先システムでの強制データメンテナンス時等、意図せずに不整合となるリスクは依然残るものと判断する。
- ✓ 全件連携であれば整合性チェックを行う必要はないと考えますが、差分連携の場合はファイル連携であっても整合性確認に関する課題感が解決・軽減するものではない

1.1.6.データ連携元システムとの整合性確認

具体的なユースケースを確認してもなお、APIの標準仕様として共通的に定めることは困難と見受けられることから、特段追加の規定等は行わない取り扱い（3_ベンダ・自治体裁量）を維持する。

考え方

定期的に連携元との整合性確認を行うことについては業務特性や団体規模、運用によって異なるものであり、標準仕様を定めることは困難と考えられる

また、**庁内データ連携においてファイル連携が基本**とされることを踏まえ、**全件連携等を行うこと等によって整合性確認が可能**であると考えられる



対応方針（案）

取り扱い

3_ベンダ・自治体裁量

ベンダ・自治体裁量で定めることとし、仕様書改定及びリファレンス提供は行わないこととします（前回の方針を維持）。

ファイル連携により、各基幹業務システムでデータを保持することも考えられ、全件連携を行うこと等で整合性確認が可能。

内容

1.1.8.レスポンス側システムのサーバ停止、バックアップ時の運用設計

運用設計は非機能要件に関わる内容であり、仕様書では規定しない整理としていました。一方で、API連携のレスポンス側のサーバ停止やバックアップ時の運用設計及び利用可能時間に関する質問、それらを規定すべきといった意見が構成員から寄せられました。

仕様書の規定

共通機能標準仕様書:API仕様書

API連携の考え方として、レスポンス側のサーバ停止やバックアップ中の対応及び利用可能時間は非機能要件であることから、庁内データ連携における機能要件として標準仕様を規定しないこととしている。

なお、正常終了及び異常終了時の挙動として、HTTPステータスコードとJSON形式のレスポンスオブジェクトを返却することとしている。

<API仕様書の留意事項（抜粋）>

- APIが正常に終了した場合は、HTTPステータスコード200とJSON形式のレスポンスオブジェクトが返却される。
- 送信したパラメータのチェックにてエラーとなった場合は、HTTPステータスコード400とJSON形式のレスポンスオブジェクトが返却される。
- 認証情報が取得できない場合は、HTTPステータスコード401とJSON形式のレスポンスオブジェクトが返却される。
- 上記以外の想定外エラーが発生した場合は、HTTPステータスコード503とJSON形式のレスポンスオブジェクトが返却される。処理が30秒以上経過した場合は、タイムアウトとなる。タイムアウトが発生した場合、HTTPステータスコード503のみが返却され、JSON形式では返却されない。

構成員の意見

- ✓ レスポンス側のサーバ停止やバックアップ中などを含めた運用設計をする必要がある。
- ✓ API連携における利用可能時間の定義が必要ではないか。システム稼働時間が料金につながるため、標準的な考え方が必要ではないか。

1.1.8.レスポンス側システムのサーバ停止、バックアップ時の運用設計

API利用時間についてもリファレンスとして提供されることで、クラウド利用料金のほかIF先システムの協議調整コストの低減につながるとの意見が多く挙げられた。一方で、全件取得は夜間に行われるケースもあるとの懸念も寄せられている。

情報提供依頼内容

APIの利用可能時間については、規定することが望ましいと考えられるものの、自治体ごとの夜間バッチ等の運用を考慮すると、共通的な規定を定めることが困難であると考えています。

一方で、APIの利用時間について、共通ルールを各ベンダ合意の上で定めることも可能とも考えられるため、そのような対応の必要性、それらがクラウド利用料の低減に寄与するのかについてご意見をお願いします。

構成員の回答

- ✓ 休日と同様に**夜間も時間を決めてサーバを停止しておくことで、クラウド利用料金が低減できる**と考えます。
- ✓ API利用時間（平日・休日開庁・休日閉庁それぞれ）について、**連携元システムと連携先システムで齟齬の無いように調整する必要がある**旨、および、システムメンテナンス等により変更が発生する場合に関係者へ連絡が必要な旨などをリファレンスに記載しても良いと考える。ファイル連携であれば、24時間アクセス可能である場合が多いが、API連携の場合はそうとは限らない可能性があるため。
- ✓ API利用⇔システム利用可能というニュアンスに近い場合、停止できる時間が明確になれば、利用料の低減が計れる可能性が高い。また、全団体統一的な時間帯（リファレンスで問題なし）となれば、運用にかかるコストも低減することが可能となり、さらに利用料の低減に寄与できると考えている。なお、弊社としても全団体統一できるとは考えていない。団体毎に調整は必ずいるものと考えてはいるが、**リファレンスがあれば、それをベースに協議可能なため、そういった意味でもコスト削減に寄与する**。
- ✓ クラウドサービスを使用する以上、システムの稼働時間はクラウド利用料に直結するため、もし共通ルールを定められるのであればそれが望ましい。標準化によりオンプレよりも利用料が増大されることが予想されるため、構築・運用費用の3割減の目標を掲げるのであれば規定することを検討すべきと考える。※API自体は通信量による料金算出となるが、サーバやデータベースはサービス稼働時間による料金算出となる認識。
- ✓ APIの利用可能時間は各自治体にてガイドラインを作成してはどうか。
- ✓ 夜間バッチの時間帯は、一時的にDB間の状態が不整合となっている場合もありうることから、他システムからのAPIによるDB参照等は停止する必要があると考えます。一方で、**PULL型のAPI連携を連携の主体とした場合、夜間バッチの時間帯に他システムのDB参照を行う必要があるケースが発生する**ものと考えられ、システム運用が複雑になります。そのため、API利用時間の制限だけでなく、**APIの利用シーンを定める必要がある**ものと考えます。
- ✓ 左記のとおり、自治体ごとの調整になるのは致し方ないが、調整をスムーズにするためのガイドラインとして何かしらの共通ルールが規定されることは望ましいと考える。
- ✓ APIの利用可能時間について、共通的な指針をリファレンスとして提供いただくことで、クラウド利用時間の削減、すなわちクラウド利用料の削減ならびにシステム移行時のベンダ間での協議に要する工数の削減に寄与するものとする。
- ✓ どちらかという、ガバメントクラウド（自治体利用環境における）側での最適化/ルール化の論点かなという印象です。やり方によっては、クラウド利用料の低減に繋がる可能性もあるのではないのでしょうか。（先行事業での検証結果等で、もし情報があれば、そこから推奨としてのリファレンス化や非機能要件への反映をして頂くのもよいと考えます。）また、利用不可時の返却パターン（時間外等）を定義しておくことで、呼び出し側のハンドリングが一律となるため、利用料や移行費用の低減につながるものと考えます。

1.1.8.レスポンス側システムのサーバ停止、バックアップ時の運用設計

サーバメンテナンス時間については、当初案の3時間では短く、夜間24時～30時の6時間確保するのがよとの意見が複数寄せられた。

情報提供依頼内容

<サーバメンテナンス時間ベースライン>
以下の時間以外はAPIが利用時できるものとして自治体・ベンダの事情を踏まえて調整いただきたい。

平日：24:00～27:00
休日開庁日：24:00～27:00
休日閉庁日：24:00～27:00

上記利用時間のベースラインについてご意見があればお願いいたします。

構成員の回答

<具体的な意見：0:00～6:00> 4件

- ✓ 連携処理、バックアップ、再起動といった運用を考慮すると、ベースラインとしては、0:00～6:00くらいが妥当と考える。
- ✓ 長時間夜間バッチや翌日のオンライン起動時間も考慮し、3時間の停止をベースとするのであれば、27:00～30:00を停止時間とし、07:00からオンライン起動とするのが適切ではないかと考えます。
- ✓ クラウドサービス利用料の節約にもなるため、サーバメンテナンス時間ベースラインはもっと多めに示してもいいのではないか。開庁日：24:00～30:00(06h)、閉庁日：18:00～30:00(12h)

<その他意見>

- ✓ 大規模自治体では3時間では足りない。
- ✓ ベースラインについては他システム（住基ネット、自治体中間サーバー、申請管理システム等）も考慮のうえ、規定すべきと考えます。
- ✓ 外部システムは利用可能時間が決まっているかと思います（例えば自治体中間サーバは平日8:00～24:00、コンビニ交付は6:30～23:00など）。これらと合わせてベースラインが整理されればよいと思います。
- ✓ 標準非機能要件の「C.1.1.1」「C.1.1.2」と整合性が取れていないように見受けられます。サーバ運用なども考慮すると、非機能要件にある運用時間はAPI連携、運用時間外はファイル連携にし、夜間のサーバ運用にできるだけ影響が出ないようにする方向が望ましいと考えます。主にAPIリリースなどの夜間作業に影響が出ることを懸念しております。
- ✓ 内容次第でメンテナンス時間が前後する場合がありますと思われる。その際、ポータルなどでサーバ稼働状況が確認出来ると良いと思います。

1.1.8.レスポンス側システムのサーバ停止、バックアップ時の運用設計

API利用時にサーバ停止やバックアップ時等でレスポンス側システムからデータ取得できないことを検知した場合の対処方法が複雑化することが懸念されることから、一定の方針を示すこととする。また、API利用時間についてもベースラインを示すこととする。

考え方

レスポンス側システムのサーバ停止、バックアップ時の対処方法の基本的な対応方法を設定

APIの利用時間についても、事業者間の調整のベースラインを示すこととする



対応方針（案）

取り扱い

2_リファレンス提供（強制力はない）

内容

レスポンス側システムのサーバ停止、バックアップ時における対応については、以下の対応がベースラインになると考えますが、ベンダ・自治体の判断において、これ以外の方法を妨げるものではありません。

- 一定期間経過後にリクエスト側が再処理
- 再処理でもAPIからレスポンスが得られない場合は、レスポンス側システムの稼働状況を確認

<サーバメンテナンス時間ベースライン>

以下の時間以外はAPIが利用できるものとして自治体・ベンダの事情を踏まえて調整いただく。

平日 : 24:00～**30:00**

休日開庁日 : 24:00～**30:00**

休日閉庁日 : 24:00～**30:00**

なお、住基ネットや自治体中間サーバ、コンビニ交付等の**外部システムとの連携については、外部システムの稼働時間を踏まえた上で、ベンダ・自治体の判断においてサーバのメンテナンス時間を設定**することとする。

参考：非機能要件の標準の規定内容との整合性

非機能要件の標準の規定内容との整合性は、問題ないものと判断。

■ 地方公共団体情報システム非機能要件の標準【第1.1版】

以下の要件は、エンドユーザ（自治体職員）のシステムの利用時間であり、サーバの稼働時間/メンテナンス時間とは異なるため、前頁の規定との整合性は問題ないと判断

項番	大項目	中項目	メトリクス (指標)	メトリクス説明	クラウド 調達時の 扱い ¹	利用ガイ ドの 解説 ²	選択レベル	選択時の条件	備考 「利用ガイド」第4章も参照のこと
C.1.1.1	運用・保守性	通常運用	運用時間(平日)	業務主管部門等のエンドユーザが情報システムを主に利用する時間。(サーバを立ち上げている時間とは異なる。)	○	P40	1	定時内での利用 (1日8時間程度利用) 開庁時間を定時と想定。 [-] 不定期に利用する情報システムの場合 [+] 定時外も頻繁に利用される場合、頻繁ではないが計画された稼働延長がある場合	【注意事項】 情報システムが稼働していないと業務運用に影響のある時間帯を示し、サーバを24時間立ち上げている、それだけでは24時間無停止とは言わない。 一般的に、クラウドサービスにおいては、仮想サーバやコンテナなど、サービス起動時間に対して費用が発生する。運用時間を必要最低限に留め、サービスを停止させることでクラウドにかかるコストの削減が見込まれる。
C.1.1.2	運用・保守性	通常運用	運用時間(休日等)	休日等(土日/祝祭日や年末年始)に業務主管部門等のエンドユーザが情報システムを主に利用する時間。(サーバを立ち上げている時間とは異なる。)	○	P40	1	定時内での利用 (1日8時間程度利用) 休日等の窓口開庁がある場合を想定。 [-] 休日の窓口開庁や休日出勤がない場合 [+] 定時外も頻繁に利用される場合	【注意事項】 一般的に、クラウドサービスにおいては、仮想サーバやコンテナなど、サービス起動時間に対して費用が発生する。運用時間を必要最低限に留め、サービスを停止させることでクラウドにかかるコストの削減が見込まれる。

1.2.3.API認可サーバの取扱い・設置主体（1つ目）

前回WTの提示内容は以下の通り。

サブ課題	構成員の意見	考え方	対応方針（案）	取り扱い
1.2.3.API認可サーバの取扱い・設置主体	アクセス先API認可サーバは庁内データ連携の一つでしょうか	—	OAuth2.0（トークンタイプ：Bearer、認証方式：client_secret_jwt）認証を実現するために、庁内データ連携における要件として認可サーバを構築することが必要と考えています。	反対意見を踏まえて対応方針を調整（別ページ）
	認可プロバイダーについては「統合ID基盤」という名前でデジタル庁様にて設置予定と理解しました。設置予定の時期、設置されるまでの期間中に移行される標準準拠システムの対応方針の検討が必要と考えます。	国において今後「統合ID基盤」を提供することが検討されているが、提供時期や、その内容は現時点では検討中の状況である。少なくとも現段階においては各自治体・事業者において整備いただく必要がある。	「統合ID基盤」の提供時期やその内容は未定である為、現時点では各自治体・事業者において認可サーバを構築する必要がある。構築にあたってのベースラインとなるリファレンスモデルを今後お示しすることを予定しています。	9_その他

1.2.3.API認可サーバの取扱い・設置主体（1つ目）

当初の対応方針案（案）に対して以下のような最適化意見が寄せられた。

対応方針（案）の内容に対する反対意見 <2件>

■ デジタル庁での共通的な構築を希望 <2件>

- ✓ 共通的に構築できるものであるため、個別に自治体で準備するのではなく、自治体の負担軽減も考慮し、デジタル庁側で統一的に準備できないでしょうか。
- ✓ マルチベンダ環境においては、API認可サーバが複数構築される認識。この場合、リソースの無駄が多いため再考の余地ありと考える。

方向性には賛同だが要検討事項ありの意見 <4件>

■ 設置主体の規定が必要

- ✓ 認可サーバーは庁内で1つのみ構築、構築主体は共通機能（庁内データ連携機能）導入ベンダーとする等の指定は検討が必要と考えております。

■ 共同利用を推奨

- ✓ 自治体ごとに仕様が変わらないのであれば、セキュリティクラウドのように広域で共同利用したほうが費用が下がるのではないかと考えます。

■ 将来構想について標準化方針としての規定を希望

- ✓ システムを構成する各要素の思想だけではベンダは開発計画をたてること、自治体様と調整することもできないため、計画と考え方は標準化の方針として明記して提示すべき

■ 認証連携の詳細明確化が必要

- ✓ 認証連携の明確化のため、アクセストークンの取得方法など、認証連携の詳細について明確にする必要があると考えます。

取扱いに対する反対意見 <6件>

■ 1-2 仕様書への反映（連携要件） <2件>

- ✓ API仕様書_APIシーケンスでは、「アクセス先APIの認可サーバ」となっており、設置主体が明確ではない。認可サーバは自治体単位に1つ設置が必要ということを明確にすべきである。
- ✓ 団体に1つのAPI認可サーバを各ベンダシステムが利用する方式を検討いただきたい。

2_リファレンス提供（強制力はない） <2件>

- ✓ どの単位で認可サーバを構築するか、マルチベンダの場合も考慮したリファレンス提供を希望します。
- ✓ アクセストークンの取得方法など、認証連携の詳細について明確にする必要があると考えます。

9_その他 <2件>

1.2.3.API認可サーバの取扱い・設置主体（1つ目）

2回目の意見照会において、以下のような最適化意見が寄せられた。

対応方針（案）の内容に対する反対意見 <0件>

特になし

方向性には賛同だが要検討事項ありの意見<4件>

■ API認可サーバの構築・提供はファイルサーバと同様とする<1件>

- ✓ API連携が多数ある前提となりますが、ファイルサーバとAPI認可サーバは共通機能の「庁内データ連携」の1つの機能となります。そのため、別々の手法で構築・提供となるのは共通機能の趣旨に反することになると考えるため、「API認可サーバはファイルサーバ提供と同じ構築・提供パターンとする」旨を追記する。

■ 統合ID基盤への移行方針スケジュールの明確化を希望<1件>

- ✓ 「統合ID基盤」の構想がありつつ、API認可サーバを自治体別で用意する意義が不明瞭なため、国により提供されることが検討されている「統合ID基盤」の過渡期としてAPI認可サーバを自治体で準備する必要があるという事であれば、そのロードマップ及び過渡期として準備したAPI認可サーバから統合ID基盤への移行方針（API認可サーバを準備することのメリット）などを示していただきたいです。理想は「統合ID基盤」を前倒し、IdaaSをガバメントクラウドの機能として統一的に提供していただくのが一番です。

■ 自治体毎に認可サーバは1台を原則とする<1件>

- ✓ マルチベンダー数が多い自治体は、認可サーバーの数も多くなるため、自治体毎に認可サーバは1台を原則とする。

■ その他<1件>

- ✓ ファイル連携に舵を切ることによって様々な検討事項に影響がある（議論が不要となることも含めて）と考えますので、全体方針と合わせて最終的に整理頂く必要があると考えます。標準化外の検討含めての影響確認・整理も必要かと思いますので、こちらも合わせてご検討ください。

取扱いに対する反対意見<1件>

■ 1-1_仕様書への反映（実装必須機能）<1件>

- ✓ 共通機能仕様書へ認証機能を定義していただきたい。

1.2.3.API認可サーバの取扱い・設置主体（1つ目）

構成員意見を踏まえ、API認可サーバに関する取扱い・設置主体の考え方を規定することとします。

考え方

国において今後「統合ID基盤」を提供することが検討されているものの、令和7年度末の移行期限に向けては、各自治体ごとにAPI認可サーバを手配する必要がある

マルチベンダの標準準拠システムを組み合わせる場合や、共同利用方式でのガバメントクラウドを利用の場合も想定し、API認可サーバの乱立を抑制するための規定が必要と判断



対応方針（案）

取扱い

2_リファレンス提供（強制力はない）

内容

API認可サーバに関する取扱い・設置主体の考え方は以下の通り。

- ① **API認可サーバの設置方針**
自治体毎に認可サーバは1台を原則とする（マルチベンダ、共同利用方式の場合も含む。具体的な実装方法は別途リファレンスを示す予定）。
- ② **API認可サーバの設置主体**
以下のパターンを例示として示すこととし、自治体毎に移行順序や調達単位等を踏まえて、決定することとする。その際、ファイル連携の為に構築するファイルサーバと同じ構築・提供パターンを選択することを推奨する。

#	構築・提供パターン		補足（考え方など）
	主体	配置場所等	
1	ベンダ	他の共通機能も含めて提供	現行システムにおける統合基盤・共通基盤と同様の考え方。
2		最初に標準化する基幹業務システムと一体的に提供	左記の通り
3	自治体	自治体が独自に構築	標準準拠システム以外のシステム（外部システムを除く。）の利用も念頭に独自に構築

1.2.9.異動パターン毎のデータ仕様及びサンプルデータの規定

前回WTの提示内容は以下の通り。

サブ課題	構成員の意見	考え方	対応方針（案）	取り扱い
<p>1.2.9.異動パターン毎のデータ仕様及びサンプルデータの規定</p>	<p>庁内連携について異動パターン毎のデータ仕様及びサンプルデータを公開しないと、細かな疑問点が解消せず、各ベンダーで開発・テストに着手できないと考える。ベンダー毎の連携データのバラつきも抑制することもできる。</p> <p>※疑問点の例 例1) 住民情報では「異動年月日」と「異動事由」しかないが、住民になった日の修正と軽微な修正が同時に発生した場合は「異動事由」はどうなるのか、別々のレコードが作成されるのか 例2) 支援措置対象者情報は「支援措置区分」が主キーとなっているが、支援措置、仮支援措置、支援措置終了でそれぞれレコードが作成されているのか 例3) 生活保護の情報管理する上で「開始日」は必須だが、データ要件では任意とされているため、前回からの差分だけ連携されるのか</p> <p>理由) 各ベンダーでの庁内連携実装のため。</p>	<p>—</p>	<p>実装に依存するところもあるため、異動パターンごとのデータ仕様、サンプル反対意見を踏まえて対応方針を調整確認が必要なケースがあれば、(次ページ)ければ想定になります。対応させていただきます。</p>	<p>9_その他</p>

1.2.9.異動パターン毎のデータ仕様及びサンプルデータの規定

情報提供内容を
踏まえた再検討

サンプルデータに必要性について改めて意見提示があったことを踏まえ、令和5年4月以降に必要なサンプルデータを提供できるよう検討する。特に必要性が高いものについて、令和5年3月までに提供する。

構成員の反対意見

■反対意見 9/20件

<理由>

- ✓ 実装に依存しサンプル提供が難しいというのは提供できない理由にならない
- ✓ 実装に依存させないための標準仕様ではないか
- ✓ 自治体、マルチベンダー毎で認識齟齬が生まれる
- ✓ 実装に依存しない標準化を目指すべき
- ✓ 必ず連携するシステム同士でテスト工数が発生する

<対応方針の最適案>

- ✓ 住民記録と住民税の異動パターン毎の資料と、サンプルデータを用意して関係者の認識の統一を図るべき
- ✓ 適合性試験をするのであれば、テストシナリオとテストデータも提供すべき

<その他：他の取り組みの実績>

後期高齢者医療の広域連合IFでは、これが定義されることによって全国統一の連携処理とすることができたので、同様の仕様を定義することによって顧客ごとの連携テストを省力化できる。特に異動パターンによってデータが格納される/されないが重要である。

対応方針（案）

取り 扱い

1-2_仕様書への反映（連携要件）

異動パターンのサンプルデータは、必要性の高いものについて、令和5年4月以降に提供できるよう検討する。

ただし、特に必要性が高いと考えられる、「住基の転入、転出、転居、出生、死亡、異動取消に係る異動パターン」については、令和5年3月までにサンプルデータを提供する。

令和5年4月以降に、提供するパターンはご意見（次ページ以降に記載）をもとに精査する。

なお、データ要件・連携要件の適合性確認については、異動パターンごとの確認は想定していない。

内容

代表的な異動パターンの考え方とともに具体的なパターンについて、構成員から情報が寄せられた。

情報提供依頼内容

特に必要性が高い
代表的な異動パター
ンのご提供をお願い
します。

構成員の回答（1/2）

<代表的な異動パターンの考え方>

- ✓ まずは住記の転入、転出、出生、死亡などの代表的な事例のパターンが必要
- ✓ 現行システムでもベンダー毎に仕様が異なる取り消し処理の扱いを明確にする必要がある。その中でも住民記録と住民税の以下のような異動事由のパターンは現在も受取システム側でカスタマイズを発生させ、トラブルにも起因するため明確にすべき。その際、下記に含めて過去履歴を修正した場合のパターンも明確にすべき
 - ・住民記録：記載_異動の取消し（増）
 - ・住民記録：消除_異動の取消し（減）
 - ・住民記録：修正_異動の取消し（修正）
 - ・住民税：資料異動(課税取消)
- ✓ 業務ごとに追加、更新、削除される異動パターンを設定
- ✓ 各業務の一通りの異動事由をベースにシナリオを定義し、サンプルデータを作成するイメージ
- ✓ 遡りの異動や、過去歴修正等、代表的とはいえないがレアで事業者により解釈が異なる異動パターンの考慮も必要



つづき

構成員の回答 (2/2)

<代表的な異動パターン（具体例）>

<住民記録>

（基本的なケース）※太字下線：複数意見があったもの

- ✓ 転入（一部・全部）、転出（一部・全部）、海外転出、異動の取消（増、減、修正）、転居（一部・全部）、死亡、職権修正、職権消除、出生、婚姻、帰化、国籍喪失、世帯分離、世帯合併、引越LOSS（転入、転居、転出）支援措置対象者情報の登録

（レアケース）

- ✓ 履歴情報の誤記修正、除票データの誤記修正、未来日で転出、転出時の世帯主の変更、住民票記載事項以外の項目の修正

<戸籍>

- ✓ 出生、死亡、婚姻、離婚、転籍、入籍、養子縁組、養子離縁

<生活保護>

- ✓ 保護開始、保護停止、保護再開、保護廃止、世帯員増員（世帯員の加入）、世帯員減員（世帯員の離脱）

<収納消込>

- ✓ 当初賦課時の調定連携、月次更正時の調定連携、調定の削除時の調定連携

<滞納整理>

- ✓ 当初賦課時の調定連携、月次更正時の調定連携、調定の削除時の調定連携、納付情報の追加、納付情報の修正、納付情報の削除

1.2.12.仕様書改定時の旧版準拠APIの取扱い

前回WTの提示内容は以下の通り。

サブ課題	構成員の意見	考え方	対応方針（案）	取扱い
1.2.12.仕様書改定時の旧版準拠APIの取扱い	版数についてはAPI規定事項一覧で管理されるとなっているが、v1からv2に改版される際にv1のサポートも必要か、並行期間等の考慮、等改版時の考えの詳細化が必要。	—	仕様書改定の際は、最新版数での規定内容に従う必要があります。ですので、v1で規定したものが、v2では規定対象外となった場合、v1の規定内容をサポートする必要はありません。また、v1で規定対象外であったものが、v2では規定対象となった場合は従う必要があります。	反対意見を踏まえて対応方針を調整 (別ページ)

1.2.12.仕様書改定時の旧版準拠APIの取扱い

当初の対応方針案（案）に対して以下のような最適化意見が寄せられました。

対応方針（案）の内容に対する反対意見 <2件>

■ 旧項目を考慮した新APIの規定が必要 <1件>

- ✓ 必ずしも連携している対象システムが同時に新しい改訂版対応ができるとは限らないため、旧項目を考慮した、新APIが規定されるべき

■ 旧版との並行稼働期間を含めた対応に関する規定が必要 <1件>

- ✓ APIのURIをバージョンごとに指定する。旧バージョンの維持期限は、1バージョンのみサポートする。例えば住民記録のIFが更新された場合、連携先の全業務が全国一斉にIFを更新することは困難である。特に標準外業務システムへの連携については同時に実施するのは困難。一時的に複数バージョンで連携できるような配慮は必要

方向性には賛同だが要検討事項ありの意見 <8件>

■ 旧版との並行稼働期間を含めた対応に関する規定が必要 <7件>

- ✓ 最新版準拠APIリリース時に、利用側が旧版準拠API対応の状態のままでも動くような仕様とする必要がある
- ✓ 過渡期（並行期間）の取扱いを明確にするべきと考える。仕様書が改版された際、実際に各自治体で改版に対応する時期を明確にする必要があると考える。また **1日で全ての自治体が改版に対応することは出来ないと思われるので、一定の適用期間を設けることも検討すべき**と考える今回提示された仕様の場合、全システムが一斉に切り替え後に対応しなければいけなく、切り替えタイミングについて定義する必要がある。

取扱いに対する反対意見 <6件>

■ 1-2_仕様書への反映（連携要件） <3件>

- ✓ 切り替えの方針について明確にし、仕様書へ記載する必要がある。
- ✓ 新APIを規定する際に仕様書に記載すべき

■ 2_リファレンス提供（強制力はない） <1件>

- ✓ 版数の運用イメージは整理されているべき

■ 1-1_仕様書への反映（実装必須機能） <1件>

- ✓ 特になし

■ 9_その他 <1件>

- ✓ 仕様書の改版に対する各自治体の改版対応については、標準化全体的な課題である

1.2.12.仕様書改定時の旧版準拠APIの取扱い

2回目の意見照会において、以下のような最適化意見が寄せられました。

対応方針（案）の内容に対する反対意見 <0件>

特になし

方向性には賛同だが要検討事項ありの意見<6件>

■ 標準仕様書への規定を希望<4件>

- ✓ 「並行稼働を許容する版数」(2) はリファレンスではなく、仕様書に反映した方よい

■ 法令改正による変更は並行稼働は許容されない

- ✓ API仕様の改訂の多くは、**法令改正によるレイアウト変更と想定されます。時限的な法令改正の場合には、レイアウトの並行稼働は許容できない**（旧レイアウトで連携されても必要な項目がなく、利用側での利用に耐えられない）ことが想定されるため、維持できる世代とそうではない世代があると思われるため、条件付けが必要と考える

■ 適用の1年前までの仕様書の公開の精緻化の希望

- ✓ 本WTの論点ではないが、原則として見直しの適用の1年前までに見直し内容を反映した仕様書が公表される、というのが今後徹底されるとは到底考えられない。法令改正内容の検討・施行時期、それら情報の公開時期と"1年前"というのがマッチしていないため、各府省庁には標準仕様書を改定することを踏まえた議論を行っていただきたい

■ 改定時にはAPI仕様書の公開を希望

- ✓ 改版のAPI仕様が明記されない場合、各種制度改正が決まった際に短期間で改版に対応しなければいけなくなり、ベンダへの負担が大きい。

取り扱いに対する反対意見 <8件>

■ 1-1_仕様書への反映（実装必須機能） <4件>

- ✓ 全業務が一斉に更新することが難しく、必ず並行稼働期間が必要と判断するのであれば、一世代前のAPIを保持することは必須要件として記載するべきではないか
- ✓ 最低2世代の並行稼働を行うことは、明示されるべき。3世代以上の並行稼働については、任意で良い
- ✓ 並行稼働時の版数管理については規定していただきたい

■ 1-2_仕様書への反映（連携要件） <4件>

- ✓ 「**並行稼働を許容する版数**」(2) はリファレンスではなく、仕様書に反映したほうが、**混乱を防げると考えます**（義務なのか強制力無しなのかでデータ連携の後先で対応方針が食い違ってしまい、合意に時間を要する事態が想定されます）。<2件>
- ✓ 強制力がないことにより、最新版数での規定内容のみに従った場合（並行稼働ができない場合）、旧版API利用側が連携できない障害が発生してしまうため、強制力のあるルールとして仕様書に規定する。<2件>

1.2.12.仕様書改定時の旧版準拠APIの取扱い

取り扱いへの反対
意見踏まえた再検討

構成員意見を踏まえて、切り替えにあたって新旧のAPIの並行稼働を認めることとします。具体的な並行稼働期間の考え方について、別途お示しすることとします。

考え方

API仕様の改定における、APIの切り替えについては提供システム、利用システム双方で一斉の切り替えが難しいことも想定される

一方、自治体やベンダの事情によって切り替えに必要な期間等は異なることが想定される



対応方針（案）

取扱い

並行稼働を許容する版数：**1-2_仕様書への反映（連携要件）**
並行稼働期間：2_リファレンス提供（強制力はない）

内容

「地方公共団体の基幹業務システムの標準化のために検討すべき点について（令和4年10月改訂）」における、「標準仕様書の改定に関する基本的な考え方」を踏まえ、以下のAPI仕様改定時の考え方をリファレンスとして示す

■ 標準仕様書の改定に関する基本的な考え方：

原則として、改定内容が適用される1年前までに標準仕様書を改定する

■ API仕様の改定に関して新たに考え方を示す事項：

✓ 並行稼働を許容する版数

→ 最新版とその一つ前の版の並行稼働を許容する旨を連携要件として規定する。

なお、法改正に伴う改定など、並行稼働を許容しないケースも存在するため、その考え方を連携要件において示す。

✓ 並行稼働期間

→ 具体的な並行稼働期間の考え方をリファレンスとして示す。その際、APIの提供側システム、利用側システムのそれぞれにおける対応期限の考え方を示すこととする。

2. ファイル連携に関する課題

2.1.2.標準準拠システム以外のシステムとの連携仕様（①独自施策システム）

独自施策システムとの連携については、データ要件・連携要件として考え方を定め、共通機能の標準仕様書として特段機能を規定しない整理としていました。一方で、カスタマイズが原則不可である中における実現方法についての照会が多数寄せられました。

仕様書の規定

データ要件・連携要件標準仕様書:本編

機能別連携仕様においてAPI連携により受け取ることとしているデータ項目以外のデータの受け渡しが必要な場合にファイル連携を利用可能であることを規定している

3.3 独自施策システム等連携仕様

(3) 連携対象システムが、基本データリストに規定するデータ項目のうち、機能別連携仕様において API 連携により受け取ることとしているデータ項目以外のデータが必要な場合、標準準拠システムは、当該データ項目のデータをファイル出力して、連携対象システムにおいて利用することができる。なお、当該データ項目が多くある地方公共団体において API 連携する必要があることが明らかになった場合には、API 連携が可能ないように、本仕様書に規定する。

(4) 標準準拠システムが、基本データリストに規定するデータ項目のうち、機能別連携仕様において API 連携により受け取ることとしているデータ項目以外のデータを受け取ることが必要な場合、標準準拠システムは、連携対象システムから、必要なデータ項目のデータを、ファイル連携により受け取ることができる。なお、当該データ項目のデータが多くある地方公共団体において API 連携する必要があることが明らかになった場合には、API 連携が可能ないように、本仕様書に規定する。

共通機能標準仕様書:本編及び機能要件

ファイルサーバに関する特段規定なし

構成員の意見

<規定の必要性>

- ✓ **連携ファイル格納場所は20業務の標準準拠システムで共有を想定しているようですが、標準準拠システム以外も同様なのが等、環境構築時の前提情報を教えてください。**
- ✓ 標準準拠システム以外の業務とのデータ連携について、**最低限準拠を求める仕様の検討が必要**。「基本データリストに規定するデータ項目の範囲内」としか定義がなく、具体的な項目が不明のため。特に、連携要件に記載される「データ集合名」から基本データリスト内のどの項目を対象として扱うか不明のため。

<独自施策システムへデータを渡す場合の規定>

- ✓ ファイル連携では「**API 連携により受け取ることとしているデータ項目以外**」が対象になることは少ないはずで、実用に対応できないのではないかと。
- ✓ **個別にファイル出力機能を作ることを要求するのか。それはカスタマイズ禁止に抵触するので許されないのではないかと。**では、この「ファイル出力して」は EUC 機能の事を指すのか。

<独自施策システムからデータを受け取る場合の規定>

- ✓ ファイル連携の読み込み側は**標準準拠システムが出力したファイルを読み込む意図の機能しかない**
- ✓ 独自施策システムが他の標準準拠システムに代わって、相当する連携ファイルを出力する場合は問題ないかもしれないが、通常の**独自施策システムでは、標準準拠システムにはない機能を分担するのであり、ファイルの内容も自ずと異なるのではないかと。**仮に、ファイルの内容は同じであったとしても取り込み側は異なる機能として読み込みを行うのではないかと。これも**カスタマイズ禁止の状態**でどのように実現する想定なのか

2.1.2.標準準拠システム以外のシステムとの連携仕様（①独自施策システム）

独自施策システムとの連携に「独自のファイル連携IF」を許容することについて、複数の反対意見が寄せられました。

構成員の反対意見

■ 反対意見 5/21件

<理由>

- ✓ 標準準拠システム側に、独自施策システムとの独自I/F作成を永続的に（経過措置ではない）認めると、結果としてカスタマイズが増えるだけとなります。
- ✓ 案1について、業務側の機能要件に定義されていない機能の実装となるため、標準仕様の考え方に反していると考える。案2について、標準準拠システムから基本データリストファイルを統合DBへ提供することは理解できるが（統合DBの管理主体や連携周期などの検討事項はある）、標準準拠システムが統合DBから基本データリストファイルを受け取る理由が分からない。独自施策システムから提供される基本データリストとは一体どのようなデータをイメージしているのか。
- ✓ 本来であれば、ファイル連携に限らず、API連携も各システムの機能要件に独自施策システムとの連携について規定され、機能別連携仕様に独自施策システムとの連携仕様が記載されると認識している。上記を前提とした場合、「1. 独自のファイル連携 IFを設ける方式」を認めることは標準化法第8条2項のカスタマイズしてはならないことに抵触しないか。また、標準化法第8条2項の原則のカスタマイズとして認められるとした場合、連携仕様の範囲が広がり、実装工数にはねてしまうことが懸念される。
- ✓ 標準準拠システムと独自施策システムとの連携は連携要件に則った連携を行うよう仕様書に記載されているが、独自施策システム側への強制力がなく、対応されるのか疑問である。デジタル庁より各ベンダ・団体へ呼びかけを行っていただきたい。

<対応方針の最適案>

- ✓ 独自施策システムとのファイル連携は基本データリストとする
- ✓ 「2. 統合DBに独自IFを設ける方式」のみとすべき
- ✓ 独自施策システムについても標準準拠仕様を規定する

2.1.2.標準準拠システム以外のシステムとの連携仕様 (①独自施策システム)

構成員の反対意見を踏まえ、独自施策システムとのデータ連携については、機能別連携仕様で規定するIFを利用することを原則とするほか、当該IFにおいて必要な項目を連携できない場合においては、基本データリストを用いたファイル連携を行う方針に見直すこととする。

考え方

標準仕様にに基づき、標準準拠システムに**独自施策システムとのファイル連携機能を設ける際の実装方法のベースライン**を提示する

独自施策システムとの間に**独自のファイル連携IFを認めることは、原則として標準準拠システムはカスタマイズ不可とする標準化の方針と整合しない**ほか、実装費用にも影響する

対応方針 (案)

取り扱い

1-2_仕様書への反映 (連携要件)

独自施策システムとのデータ連携については、「1.1.5.標準準拠システム以外のシステムとの連携仕様」にて規定した通り、機能別連携仕様において規定された連携方式を利用することを原則とする。当該データ項目以外のデータが必要な場合においては、以下2つの方式をベースラインとして、連携方法の検討いただくこととする。

なお、基本データリストで連携することを規定するにあたり、**基本データリスト全件で連携することの負荷を考慮し、差分連携についても規定すること**を検討する。

内容



※番号利用事務以外の事務は個人番号の利用はできない

2回目の意見照会において、以下のような最適化意見が寄せられました。

方向性には賛同だが要検討事項ありの意見 <9件> (1/2)

- ✓ **連携要件に連携パターン（全件・差分）の規定を希望**：標準準拠システムが独自施策システムのデータを基本データリスト形式で受け取る場合は、標準準拠システム側の基本データリストへの規定が必要となり、標準仕様にも独自施策システムからのデータを受け取る要件を規定する必要があります。そのため連携要件に規定されるでよい。また基本データリストをデータ連携で使用する場合は、全件出力だけではなく、差分は日次で出力するなどの考え方についてデータ要件へ反映が必要となる
- ✓ **基本データリストの連携の詳細化を希望**：ここでの「基本データリストファイル」が具体的に何を指すのかを明確にして欲しい。システム移行での利用が想定されている基本データリストで定義された全項目及び全件が出力されるファイルを想定しているのか。それとも、EUC機能等で出力したデータを、独自施策システムとの連携に利用するという想定なのか。※EUC機能等で出力したデータは独自施策システムとの連携に利用可能と認識している。
- ✓ **「条件あり」の条件の明確化を希望**：条件を明確にすることで、独自施策システムとの連携仕様における齟齬を防ぐため、「1 基本データリスト利用する方式」の「（※条件あり）」について、条件を明確にしておく必要があると考えますので、条件についても仕様書への反映してほしい
- ✓ **独自施策システムとの連携要件は制約の緩和を希望**：「1. 基本データリストを利用する方式」について、基本データリストファイルにて連携することが示されているが、基本データリストを用いたデータ連携について、グループ単位と限定せず、複数グループから項目を抜粋、結合したファイルでの連携も可能であるか。本件について仕様書への反映（連携要件）いただく際に、加工が不可である旨が記載されると、標準準拠システムと独自施策システムの両方に改修が必要となる可能性があり、調整が難しいため、加工が不可である旨の記載は不要と考えている。加工が可能である場合は、その旨を記載いただくと良い。例えば、グループ「介護保険_被保険者情報」とグループ「要介護認定情報」から情報を抜粋・結合して1つのファイルとして独自施策システムへ連携している場合、標準化を契機にグループ単位で2つのファイルに分割して連携する必要がある、となると、標準準拠システムと独自施策システムの両方に実装費用が掛かります。一方で、基本データリストで定義された項目であれば差支えないのであれば、標準準拠システムと独自施策システムの両方にかかる実装費用を抑えられると想定している。あくまでも独自施策システムとの連携のため、連携する情報も多岐に渡ることから、このあたりの基準は強制力を強く求めない記載としていただきたい
- ✓ **連携単位の規定を希望**：標準準拠システム間の連携をファイル連携に舵を切った場合、独自施策システム向けの連携も以下の考え方となるか。その場合、むしろ、「基本データリストでのファイル連携」に寄せてしまってもよいのではないかと考えますが、いかがか。なお、基本データリストでの連携については、グループ単位での連携とする等の具体的な仕様を連携要件において規定しておくべき
 - ・機能別連携仕様でのファイル連携
 - ・基本データリストでのファイル連携（上記で不足の場合）
- ✓ **更新サイクルの規定を希望**：基本データリストを利用する方式の際、連携要件を満たすデータ保持の仕様（更新サイクル等）を規定頂きたい
- ✓ **標準化対象外システムとのデータ連携の方針提示を希望**：既存オンプレとして残る標準化対象外システムとのデータ連携は残ることが想定されるため、既存IFとの吸収をどのように実施すべきかの考え方（既存オンプレ側の改修を原則、ETLツール等を別途入れる、など）は示されるとよいのではないかと

2回目の意見照会において、以下のような最適化意見が寄せられました。

方向性には賛同だが要検討事項ありの意見 <9件> (2/2)

- ✓ **製品を一体的に提供する場合についての方針明確化を希望：**以下の標準仕様書に、製品を一体的に提供する場合においては、データ連携機能を実装する必要がない旨が記載されているが、この考え方は、今回の対応方針を取る場合も引き継がれる認識で相違ないか。また、製品を一体的に提供する場合においては、製品内のデータのやり取りを連携仕様に準ずる必要はないと考えますので、経過措置ではなく、恒久的な対応として位置付けてはどうか

<標準仕様書（抜粋）>

地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書【第1.0版】

第3章 連携要件の標準について

3.1 連携要件の標準について

3.3 独自施策システム等連携仕様

- ✓ **統合収滞納システムとの連携はそれぞれの機能別仕様を規定し、連携パターンの明記を希望：**

1. 統合収滞納システムとの連携について

統合収滞納システムについては標準システム対象外となりますのでここに該当するが、収滞納業務が存在する業務のうち税は収納システム・滞納システムが別立てになっておりそれぞれ機能別連携仕様が規定されているので、統合収滞納システムはその連携を使用できると思いますが国保・介護・後期高齢・子ども子育てについてはそもそも収納システム・滞納システムが別立てになっておらず機能別連携仕様もちろん規定されていませんので基本データリストを用いた連携になると考える

一方統合収滞納システムを導入するケースとしては、税はA社、国保はB社、・・統合収滞納はX社といった建付けで、以下のように複数の連携処理を順番に実施することになる

A社⇔X社 税の連携仕様（差分ファイル連携）

B社⇔X社 国保の基本データリスト（全件連携？）

C社⇔X社 介護の基本データリスト（全件連携？）

しかもこういったケースは大規模自治体であることが大半で、負荷や処理時間が長大になり運用に乗らないため、以下案を提案したい

案①統合収滞納システムとの連携は国保・介護・後期高齢・子ども子育ては税の機能別連携仕様を使用することを規定する

案②統合収滞納システムとの連携は税の機能別連携仕様をベースに国保・介護・後期高齢・子ども子育ての仕様を追加した機能別連携仕様を用いる

案③国保・介護・後期高齢・子ども子育ての収納システム・滞納システムの部分について機能別連携仕様を規定する。（税と同様に）

2. 基本データリスト全件連携は運用に乗らないのではないのでしょうか。

基本データリストを用いた連携は現状の規定では全件連携しかできないように見えるのですが全件連携1本では運用できないケースが多々存在すると考えます。（上記の処理時間の問題等）基本データリストを用いた連携についても差分連携・削除連携を考慮した構成にしたいです。

※差分連携…いずれかの項目に変更があるデータのみ連携する

※削除連携…削除されたデータについては削除フラグ=1で連携する（削除フラグの項目を追加が必要）

2回目の意見照会において、以下のような最適化意見が寄せられました。

対応方針（案）の内容に対する反対意見 <2件>

■ ファイル連携の許容を希望<1件>

- ✓ ①独自施策システムへの連携に関して、機能別連携仕様で規定されたIFはAPIだけでなく、ファイル連携も認めるべきである
- ②機能別連携仕様に規定されている項目以外のデータが必要な場合は、次のいずれかの方法での連携実装を検討すれば良いと考える。
 1. 提供側標準準拠システムで既存連携機能の踏襲（独自施策システムの次期更改までを期限とし、標準化対応前の連携プログラム資産が流用可能な場合）
 2. 標準準拠システムのEUC機能を用いたファイル連携
 3. 基本データリストでのファイル連携（異動分は不可。全件となるため、システム運用に負荷をかけない低頻度が前提。）
 4. 標準準拠システム側でシステム本体にカスタマイズが入らない形でのアドホック連携機能を追加する。（独自施策システムの次回更改までを期限とする）
- ③独自施策システムとの連携仕様は、標準仕様書として規定する必要はなく、リファレンス提供が望ましい

■ IFを外出しにする<1件>

- ✓ 「独自のファイル連携IFを設ける方式」で IF部分の機能を各ソフトが外出しすれば良いと思います。それぞれの業務ソフト側でIF機能を実装せず、IF部分のみオーダーメイドで製造&適用。「外出しIF」の目的と機能範囲を規定すれば良いかと。結局はデータ項目不足で独自施策システムを利用した効果が得られなければ、項目追加要望が多発すると考える

取り扱いに対する反対意見 <1件>

■ 2_リファレンス提供（強制力はない） <1件>

- ✓ ①機能別連携仕様のファイル連携の許容機能別連携仕様でファイル連携対象になっているIFが利用できないとした場合、標準準拠システム外のシステムがデータを受け取ることができず、事務運用が行えなくなる。APIに限定する理由は無いと考える
- ②機能別連携仕様に規定の無い項目の連携方法基本データリストはシステム移行用のデータであり、基本的にはデータ連携の用途には向いていない。（全件出力）各自治体の状況を踏まえ、左記1～④から最もコスト・スケジュール効率が良いものを選択可能とすることが良いと考える。自治体ごとに状況が異なるため、一律のルールを定めることはできないと考える
- ③標準仕様書への規定
独自施策システムに対して連携仕様を強制する場合、更なる開発コスト・スケジュール面での課題が発生する。独自施策システムとの連携は、最終的に標準仕様準拠することは目標としつつも、目下の標準化移行期限である2025年度までは、コスト・スケジュールが最適となる方式が選択できるリファレンス提供の形態が妥当と考える

3. 移行期間におけるデータ連携に関する課題

3.1.1.移行期間におけるデータ連携のベースライン

移行期間におけるデータ連携に関しては、標準化基本方針にて連携要件の適合を必須としない方針を示していますが、構成員からは、現行IFの利用等の例外措置の必要性とともに、ベースラインとなるルールの規定が必要性に関する意見が寄せられています。

仕様書の規定

標準化基本方針

「合理的に説明し得る範囲及び期間内」との**条件付きで、連携要件への適合の例外措置を規定**

4.1.2 連携要件の標準

- ただし、事業者が複数の標準化対象事務に係る標準準拠システムを、1つのパッケージとして一体的に提供する場合には、当該パッケージ内におけるデータ連携については当該事業者の責任において対応することとし、必ずしも、データ連携機能の要件に定めるとおり、データ連携機能を実装する必要はない。また標準準拠システムに段階的に移行する場合には、各団体における移行方法を踏まえ、最も合理的で円滑な移行を進める上で合理的に説明し得る範囲及び期間内で、必ずしも、連携要件の標準に適合する必要はない。

データ要件・連携要件標準仕様書

規定なし

共通機能標準仕様書

規定なし

構成員の意見

<移行期間の例外措置の必要性に関する意見>

- ✓ データの受け側として、データ提供側の業務が先行して標準化準拠システムに移行した場合、**現行システムで連携しているIFでの出力は行わない、といった事態が発生しないかを懸念**しているため、対応方針の検討が必要と考えます
- ✓ 業務毎に提供ベンダーが異なるマルチベンダーで対応されている自治体の場合、標準化対応時期もベンダーによって異なることが予想されるが、その際の対応方法について、**柔軟に一旦は既存の連携方式を認めるなり、猶予期間を認めるなりし、スムーズで安定稼働を実現できる対応が求められる**

<ベースラインルールの必要性に関する意見>

- ✓ 対応方針（ベースラインのルールを設定するか）を検討させていただきたい。**ベースラインのルールを設定すべきかどうかの議論から**と考える
- ✓ 主にマルチベンダーの時の課題と考えます。そのため、事業者ごとではなく自治体ごとに決めることになると考えます。ただ、**自治体ごとに対応方針を決めるとカスタマイズを増やすこととなり、標準化の趣旨に反する**ため、一定のルールは必要と考えます
- ✓ **標準システム以外とのIFについてAPI連携、ファイル連携以外の対応についてベンダーに負荷発生**するので詳細な検討が必要
- ✓ リフトおよびシフトの時期が標準準拠システム毎に変わる可能性がある。本件は**どの自治体でも検討課題となるため、国として対応方針が定められると自治体も検討しやすい**と考える

3.1.1.移行期間におけるデータ連携のベースライン

当初の対応方針案（案）に対して以下のような最適化意見が寄せられた。

対応方針（案）の内容に対する反対意見 <0件>

意見なし

方向性には賛同だが要検討事項ありの意見<7件>

■ 標準化前システムに標準化後のIFを設けることも規定すべき

- ✓ 原則は、標準準拠システム側ではなく、相手側（標準準拠前のシステム）に標準化後のIFを設ける旨を明文化いただきたい
- ✓ 文字要件や共通機能（団体内統合宛名）については差異を吸収する変換機能の対応が困難と考えております。これら差異を吸収することが困難なケースは標準化「前」システムや独自施策システムが連携要件に従う等の方針を示して頂きたい

■ 変換機能の提供主体の基準・考え方の規定が必要

- ✓ 提供主体が明確に示されない場合は、自治体ごと・連携先ベンダごとの検討が必要になる。リファレンス資料において、基本的な考え方として「提供側システム」が対応するのか「利用側システム」が対応するのかは示されるべきと考える。
- ✓ 案2について、データ変換を実施する（できる）のはデータ提供側・利用側のいずれかしかないと考える。そのため、統合DBを用いる運用イメージが沸かない

■ 「直接IFをもつ方式」は他社システム間の連携には採用困難

- ✓ 「1 直接IFをもつ方式」は、標準準拠システム側に「標準化前システム」とのIFを実装する必要があり、他社システムとの間で行うことは難しい

■ 変換機能の定義のリファレンス提供要望

- ✓ 標準化「後」システムのシステムを新規構築する場合や、自治体がベンダ切替により標準化基準に適合するパッケージを利用するパターンの場合、標準化「後」システムが既存IFに合わせる事が非常に困難。このような場合、IF差異を吸収する変換機能での対応が考えられますが、変換機能も既存IFを完全再現できないことが想定される。変換機能の定義も「基本データリスト」にある項目を前提としたリファレンス提供として頂きたい（標準化対象外のシステムについても同様）

取り扱いに対する反対意見 <3件>

■ 1-1_仕様書への反映（実装必須機能） <1件>

- ✓ 各ベンダの認識の齟齬を生じさせないためにも仕様書へ記載すべきと考える。

■ 1-2_仕様書への反映（連携要件） <1件>

■ その他<1件>

- ✓ 移行期間が終わるまでは既存の連携方式で連携できる旨の一定の強制力は必要ではないか。先に移行したシステムが既存の連携方式をとれなくなってしまった場合、強制的に新連携方式に対応せざるを得ない状況になりかねなく、システムの品質に影響が出てくる可能性がある

参考：3.1.1.移行期間におけるデータ連携のベースライン

2回目の意見照会において、以下のような最適化意見が寄せられました。

対応方針（案）の内容に対する反対意見 <1件>

- 「2 既存IFで直接連携する方式」をベースラインとすべき：API連携前提で、「2 既存IFで直接連携する方式」とするしかないという意見。すべての標準化前システムが、REST APIに対応するのは困難との考えのためである。「ファイル連携とする」、「補助金の範囲とする」、「オールインワンパッケージの場合は手法は問わない」という3つの前提がつかなら、技術的にも業務的にも標準化前システムでも対応し易いため、標準化の趣旨を踏まえと「1 標準化後IFで直接連携する方式」とし「2 既存IFで直接連携する方式」は廃止した方がよいと考える

方向性には賛同だが要検討事項ありの意見<5件>AAA

- ✓ ベースラインを一本化すべき <2件>：標準化前システム側、もしくは標準化後システム側の、どちらに変換機能を設けるか、明確化したリファレンスを提供してもらいたい。現在の記載だと、標準化「前」「後」システムが2つのIFに対応する必要がある。どちらにしても、反対意見はあるかと思いますが、標準化の趣旨を踏まえ各パターンの選択基準/方向性を記載すべき
- ✓ 「2 既存IFで直接連携する方式」をベースラインとすべき：仮にAPIを継続する場合、例えば、方式1を推奨となると、後続で標準化するシステムにおいては、新連携IF+旧AP（標準化前）と新連携+新AP（標準化後）の2重投資となる。スケジュール的な面のほか、対応コストとしても大きな無駄が発生するリスクがある。2025年度までの実現可能なスケジュール/対応コストの抑制も踏まえた過渡期での方式としては、方式2の方がよいのでは無いか（2026年度以降は標準準拠後の状態になる前提）など、スケジュール/コストへのリスクは方式1/2共に同様だということであれば、過渡期においてはどちらの方式もフラットにありえろし、自治体現場での調整ということでもよい
- ✓ 「1 標準化後IFで直接連携する方式」をベースラインとすべき：1番の方式（標準化「前」システム側に、IF差異を吸収する変換機能が必要）に統一する。または1番を基本パターンとして記載する。
- ✓ 「1 標準化後IFで直接連携する方式」は不要：パターン1と2は相反する考え方なので、リファレンスとしては国が推奨するパターンを示す方がよいと考える。パターン1は、標準化して利用しなくなることになる標準化前システムを改修することになるので、無くした方がよい
- ✓ 標準準拠システム-独自施策システム間に移行期のデータ連携の明記を希望：「標準化後のシステム間のデータ連携において」とあり、標準準拠システム間におけるデータ連携移行方針が示されておりますが、標準準拠システム-独自施策システム間におけるデータ連携移行方針も本方針に則ることになると考える。その場合、移行期間後の標準準拠システム-独自施策システムは方式1及び方式3を継続利用（方式2は不可）することになるかと思っておりますので、その点を補足していただきたい
- ✓ 庁内データ連携の全体方針を踏まえて最終化すべき：API連携からファイル連携に大きく舵を切るという話がありましたが、仮にファイル連携となった場合は、概ね既存の連携は大きく変わらないのでは無いかとも推察。（少なくとも既存の多くの連携はファイル連携と承知）あくまでAPIの場合に、I/Fを標準化前に適用するのが、既にタイトなスケジュールの中で、やはり後続のシステムでの対応が困難なケースが多く出て来るのでは無いかと考える。ファイル連携への変更有無も含め、合わせて最終整理/展開頂けますよう、お願いしたい。

取り扱いに対する反対意見 <2件>

■ 1-1_仕様書への反映（実装必須機能） <1件>

- ✓ 「既存IFを利用することはいかなる場合も認められません」の部分について、強制力を持った要件としていただきたい

■ 3_ベンダ・自治体裁量 <1件>

- ✓ 「既存IFで直接連携する方式」は、ブラックボックスの可能性がある既存IFから、標準化後システム側で変換機能を作ることになる。この場合、不明瞭な仕様に対するの作業のため、品質低下やコスト増加も懸念されますので、「標準化後IFで直接連携する方式」を推奨しつつも「既存IFで直接連携する方式」は自治体・ベンダの裁量で選択可能、あるいは対象外としてはいかがか

3.1.1. 移行期間におけるデータ連携のベースライン

マルチベンダー構成の自治体においては検討が必要になること、方向性を示さないことによりカスタマイズを助長し、標準化の趣旨に反することとなる可能性に鑑み、一定の考え方を示すこととします。

考え方

標準化基本方針に規定された**例外措置を具体化**し、移行期間におけるデータ連携の**実装例についての考え方を示す**

一方、**段階的な移行方法は自治体ごとの事情によって異なる**ことを踏まえ、上記実装例を仕様書に規定するものではなく、**リファレンスとしての提供に留める**



対応方針（案）（1/2）

取り扱い

2_リファレンス提供（強制力はない）

内容

段階的に移行する場合の、移行期間におけるデータ連携機能については、次ページに示す方式をベースラインとして、各団体における移行方法を踏まえ検討すること。

なお、標準化後のシステム間のデータ連携において、既存IFを利用することはいかなる場合も認められない。また、標準化対応において新たに開始するデータ連携については、双方のシステムの標準化後に、標準化後IFにて連携を開始することとする。

3.1.1.移行期間におけるデータ連携のベースライン

移行期間におけるデータ連携のベースラインは以下の通りとする。

対応方針（案）（2/2）

移行期間におけるデータ連携の対応方針は、**方針1、2をベースラインとする。**

（標準化後のシステムをカスタマイズしないという標準化の趣旨との整合性を確保するとともに、先行して標準化するシステムの開発工数が膨らむことによる開発スケジュールの遅延リスクを軽減するため）

		連携イメージ		概要
		標準化「前」システム	標準化「後」システム	
内容	ベースライン	<p>1</p> <p>標準化後IFで 直接連携する 方式</p>	<p>標準化「後」 システム</p>	<p>✓ 標準化「前」システム側に、IF差異を吸収する変換機能が必要</p>
	<p>2</p> <p>変換機能を 仲介する方式</p>	<p>標準化「前」 システム</p>	<p>標準化「後」 システム</p>	<p>✓ IF差異を吸収する変換機能が別途必要 (統合DBなど、恒常的に設ける形も可能)</p>
	<p>3</p> <p>既存IFで 直接連携 する方式</p>	<p>標準化「前」 システム</p>	<p>既存IF 標準化「後」 システム</p>	<p>✓ 標準化「後」システム側に、一時的に既存IFが必要</p>
	<p>(参考)</p> <p>標準化後の 方式</p>	<p>標準化「後」 システム</p>	<p>標準化「後」 システム</p>	<p>(機能別連携仕様に示した標準化後IFのみが存在)</p>